

Rotary Yoneyama Memorial Foundation
公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

2025学年度
海外学友会推薦
ロータリー米山記念奨学生募集要項
Rotary Yoneyama Scholarship
(Overseas Alumni Association Recommendations)

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会は

日本全国のロータリークラブ会員の寄付金を財源として
勉学、研究を志して日本に在留している外国人留学生に対し
奨学金を支給し支援する、民間最大の国際奨学団体です。

ロータリーとは

地域の人々の生活を改善したいという情熱をもって社会に役立つ活動に力を注いでいる、献身的な人々の世界的ネットワークです。異なる職業の人々が地域でロータリークラブという会合を持ち、職業を通して社会の発展と国際平和に貢献することを目的に活動している団体です。1905 年アメリカ・シカゴで発足し、今では 200 以上の国と地域に広まり、クラブ数 36,983、会員数 1,184,368 名(2024 年 5 月 14 日 RI 公式発表)に成長しています。日本では 1920 年に、東京で初めてロータリークラブが設立されました。現在、日本ではクラブ数 2,205、会員数 83,895 名(2024 年 4 月末現在)に達しています。

I はじめに

1. 目的

ロータリー米山記念奨学会（以下「米山奨学会」と表記）は、留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との懸け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。そのために求められる奨学生の資質は「①学業」、「②異文化理解」、および「③コミュニケーション能力」における熱意や優秀性にあります。

ロータリー米山記念奨学生（以下「米山奨学生」と表記）は、ロータリークラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待されます。

- | | |
|--------------|--|
| ①学業 | 学問に対する研究の目的・目標を明確にし、研鑽を重ねてその成果をあげる努力をする。 |
| ②異文化理解 | 異なる言語・文化・習慣などを理解する努力をする。 |
| ③コミュニケーション能力 | 人間関係における円滑なコミュニケーションを築き、自己の確立と共に他者を受入れる柔軟な姿勢をもつ。 |

2. 特長

奨学金による支援だけでなく、ロータリークラブによる世話クラブとカウンセラー制度があります。米山奨学生は、世話クラブの例会（会合）に毎月1回以上出席し、カウンセラーやロータリークラブ会員（以下「ロータリアン」と表記）との心のふれあいを通して真の国際・文化交流および相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を共に学びます。

3. 奨学期間終了後も続くネットワーク（学友会活動）

米山奨学生の期間終了後も学友会活動を通して学友（元米山奨学生）同士のネットワークを広げ、ロータリークラブあるいはロータリー組織と連携した活動に参加することができます。

ロータリー米山記念奨学会学友会（元米山奨学生同窓会）は日本国内に 33 団体、海外では台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、マレーシア、ミャンマー、ベトナムにあります。

Ⅱ ローターリー米山記念奨学会の誕生とその歴史

1. 約8万人のロータリアンが支援

ロータリアン米山記念奨学事業（以下「米山奨学事業」と表記）は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家、米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952年に東京ロータリークラブで始められたこの事業は、やがて日本の全クラブの共同事業に発展し、1967年、文部省（現在の文部科学省）の許可を得て財団法人ロータリアン米山記念奨学会となり、また、新公益法人制度の施行に伴い、2012年1月4日をもって公益法人へ移行しました。ロータリアン米山記念奨学金はすべて、日本のロータリアンからの寄付によって支えられています。

2. 奉仕の人「米山梅吉」

米山奨学事業の記念の称号を付した米山梅吉氏（1868－1946）は、幼少にして父と死別し、母の手一つで育てられました。16歳の時、静岡県の長泉町から上京し、働きながら勉学に励みました。20歳で米国へ渡り、ベルモント・アカデミー（カリフォルニア州）、ウェスレアン大学（オハイオ州）、シラキュース大学（ニューヨーク州）で8年間の苦学の留学生活を送りました。

帰国後、文筆家を志して勝海舟に師事しますが友人の薦めで三井銀行に入社し常務取締役となり、その後、三井信託株式会社を創立し取締役社長に就任しました。信託業法が制定されるといち早く信託会社を設立して、新分野を開拓し、その目的を“社会への貢献”とするなど、今日のフィランソロピー（Philanthropy）*の基盤を作りました。晩年は財団法人三井報恩会の理事長となり、ハンセン病・結核・癌研究の助成など多くの社会事業・医療事業に奉仕しました。

また、子どもの教育のために、はる夫人と共に私財を投じて小学校を創立しました。“何事も人々からしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ”これは米山梅吉氏の願いでもありご自身の生涯そのものでした。“他人への思いやりと助け合い”の精神を身をもって行い、そのことについて多くを語らない陰徳の人でした。

* Philanthropy: 語源はギリシャ語の「フィラン（愛）」と「アンソロポス（人類）」から由来している。
人類愛・博愛などと訳され、今日では「社会貢献」と訳される。

3. 世界の平和を願って

敗戦後の復興が続く 1952 年、東京ロータリークラブの会員によって「米山基金設立」の構想が立てられました。そして、世界に“平和日本”の理解を促すことを願って募金が始められました。このようにして、東京ロータリークラブから始まった事業は、その後日本国内全クラブの合同事業として発展しました。

「1 カ月に 1 箱のタバコ代を節約して奨学金に」という合言葉から始まった米山奨学事業は、設立以来、累計で奨学金支給者数 2 万 4 千人を超え、国籍別では 133 の国と地域となりました。

Ⅲ 2025 学友会推薦ロータリー米山記念奨学生募集要項

1. 募集と選考の方法

海外学友会推薦ロータリー米山記念奨学金は、元米山記念奨学生が組織する学友会が各々の国で募集・選考を行う渡日前予約型奨学金である。台湾、韓国に在住し、大学・研究機関等で活躍している常勤の上級研究者で、日本の大学・研究機関等において研究活動を行おうとする者を対象とする。原則として4月から7月までに奨学期間を開始し、最長12か月間日本に招へいする制度である。

台湾、韓国の学友会の選考委員会において、書類・面接選考が行われ、被推薦者が決められる。最終的に公益財団法人ロータリー米山記念奨学会理事会が承認する。

2. 応募資格

- ①台湾、韓国籍を有する者で、それぞれの出身国に在住している者
- ②文化活動(Cultural Activity)または留学の在留資格で入国できる者
- ③台湾、韓国の大学又はその他研究機関に勤務する50歳未満の者
(1975年4月2日以降に生まれた者で採用年の4月1日時点で50歳未満の者)
- ④応募時に博士の学位を持つ上級研究者
- ⑤在籍する大学・研究機関・団体からの推薦を受けた者
- ⑥日本で支障なく研究を行うことができ、ロータリーの理想とする国際理解と親善に寄与できる者
- ⑦研究分野は問わないが、日本語の修得を目的としない者。応募内容と直接関連する職業経験を持つ者
- ⑧日本の大学・研究機関等から「受入許可書」を得られる者
- ⑨日常会話を日本語で行える者。応募時点で日本語による意思疎通ができない場合、入国までに日常会話を日本語のできる準備をしておくことが望ましい。
- ⑩米山学友でない者（過去に米山奨学生であった者は応募資格がない。）

⑪以下、奨学生としての義務を果たせることが応募条件となる。

【ロータリー米山奨学生の義務】

- ① 米山奨学生は、採用ロータリー地区に所在する世話クラブの例会へ毎月1回以上出席する。
- ② 年2回、奨学生レポートを日本語で作成し、提出する。
- ③ 例会での卓話（スピーチ）を行い、世話クラブおよびロータリー地区の活動に積極的に参加するなど、ロータリアンとの交流を通して相互理解を深める努力をする。
- ④ 主として日本語によるコミュニケーションを図る。
- ⑤ 確約書の確約事項を遵守する。
- ⑥ 奨学期間終了後、母国の学友会に入会する。

3. 採用数

採用数：3名（台湾2名：韓国1名）

4. 奨学金・補助費

奨学金	14 万円（月額）
渡航費補助	原則として往復渡航旅費とビザ手数料として実費を支給するが、上限を韓国：5 万円、台湾：7 万円として補助する。 合格者は、来日後、速やかに、領収書等かかった費用が分かるものを全て当会へ提出すること。渡航費は世話クラブを通して支給する。 ※荷物の超過料金は補助の対象としない。
保険	合格者は、母国における保険代理店を通して海外旅行傷害保険（長期）に加入すること。この費用に対して、上限を 5 万円として当会が補助する。 ※母国学友会が保険加入手配をした場合、一旦学友会が立て替え、実費を当会に請求すること。 ※既往症・慢性疾患・歯科治療は、上記保険の対象とならない。 ※奨学期間中、国民健康保険に加入する。
宿舍手当	月額 5 万円を限度として世話クラブを通じて実費を支給する。 ※基本的に家賃のみを補助する。共益費は家賃に準じて補助対象とする。敷金礼金、光熱費水道代などは補助対象外とする。

5. 奨学期間

最長 12 か月。奨学金開始は、原則 4 月から 7 月。採用月の 10 日までに来日が出来なければ、奨学期間が短縮される。やむを得ず、来日が奨学期間開始月の翌月となった場合も、奨学期間は延長されず、12 か月未満となる。

6. 応募に必要な提出書類

- ①申込書（所定用紙）
- ②博士の学位記の写しあるいは博士号取得証明証（写し）
- ③日本の受入研究機関の責任者からの「受入許可書」（写し）
- ④日本の受入研究機関の研究指導者から米山奨学会への「推薦書」（自筆署名、原本）
- ⑤在籍機関の責任者(学長・研究所所長等)の「留学許可書」（写し）
- ⑥在籍機関の責任者(学長・研究所所長等)から米山奨学会への「推薦書」（自筆署名、原本）
- ⑦写真 1 枚（5 cm ×3.5 cm ） 申込書に貼付

※ 提出書類は日本語あるいは、英語であること。

7. 受入機関の条件

- ①日本の大学・研究機関等は、「受入許可書」を発行できること。
- ②指導教員・共同研究者・研究プログラム等が定まっていること。
- ③被推薦者に対して、受入研究機関の宿舍の提供が可能であること、あるいは被推薦者が宿舍を探す際に受入研究機関の担当者の協力を得られること。
- ④入国にあたって受入研究機関側に被推薦者の受入体制（空港から受入研究機関・宿舍・研究室等への案内など）があること。
- ⑤被推薦者の日本入国のための手続きに関して、在留資格認定証明書申請手続きを受入研究機関にて代行できること。受入研究機関側で代行できない場合は、被推薦者が母国にて申請手続きをする。

8. 奨学金の支給

奨学金は、奨学生が世話クラブ例会に月1回以上出席することによって支給される。

来日が11日以降の場合：

- ①奨学金：支給なし 翌月分から支給する
- ②宿舍手当：補助あり 日割りで算出し、補助する

離日が10日以前の場合（10日を含む）：

- ①奨学金：支給なし
- ②宿舍手当：補助なし

離日が11日以降の場合：

- ①奨学金：支給あり
- ②宿舍手当：補助あり 日割りで算出し、補助する

9. 応募手続き（出身国内募集）

応募希望者は6.に記載されている「応募に必要な提出書類」に基づいて書類を準備し、2024年11月末日までの学友会の選考委員会が定める期日までに書類を提出する。

応募書類の受付場所および問い合わせ先：

台湾	書類送付先： 231070 台湾新北市新店區安祥路 109 號 90 弄 93 號 林志昇 問い合わせ先： H P : https://yoneyama.org.tw/ email : yoneyama.rotary@gmail.com
韓国	書類送付先： 601-501, 42 Gangnamdong-ro, Giheung-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, 16978 朴在泳 問い合わせ先： email : yoneyama@hanmail.net

10. 学友会から米山奨学会への手続き

以下①と②を学友会から米山奨学会へ航空書留にて提出する。

①「6. 応募に必要な書類」の①～⑦

②被推薦者の書類および面接選考後に記載する「被推薦者決定の報告書」（所定用紙）

送付先：

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3F

TEL：03-3434-8681

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

送付期限：2024 年 12 月末日必着

11. 採否と選考結果の通知

選考結果は 2025 年 3 月下旬までに、米山奨学会から学友会に文書で通知する。学友会から合格者あてに合否通知を送付し、合格者から日本の受入研究機関の研究指導者にその報告を行う。

4 月採用者は地区にて、5 月以降の採用者は、世話クラブにてオリエンテーションを受ける。合格者は、オリエンテーションに出席できなければ無資格となる。

以上

見 本 確約書

確約書/PLEDGE

海外学友会推薦ロータリー米山記念奨学生の責任と義務
Responsibilities and Obligations of Japan Rotary Yoneyama Scholarship (Alumni)

奨学生番号 (Scholar No.)	RY	氏名 (Name)		国籍 (Nationality)	
地区(Rotary District)	地区	世話クラブ (The host Rotary club)			RC
所属機関(Institution)					

- ・奨学期間(Scholarship period) : mm/1/20yy – mm/31/20yy
- ・奨学金(Scholarship amount) : ¥140,000 per month
- ・宿舍補助費(Housing allowance) : Actual amount (max ¥nn per month) will be provided
- ・渡航費実費(Airfare: Flight to Japan) : Actual amount for the round trip airfare, as stipulated by the Yoneyama Foundation rules for each nationality (max ¥50,000 for Korea and ¥70,000 for Taiwan), will be provided
- ・海外旅行傷害保険(insurance) : Insurance premium for the insured will be provided

確約事項

海外学友会推薦ロータリー米山奨学生として、私は次の規則を理解し、守ります。

As a Japan Rotary Yoneyama Scholarship (Alumni)Yoneyama Scholar, I understand, accept and will abide by the Yoneyama's rules as follows:

1. 日本留学後は、母国に戻り、日本で得た知識・技術を祖国の発展に役立て、各分野でその能力を発揮します。

I will return to my home country after my study in Japan. I will contribute to the development for my country using my knowledge and technical ability acquired in Japan, and show my ability in every field.

2. 世話クラブの米山カウンセラーと常に連絡を密にして、コミュニケーションを図り、国際理解と親善のためにつとめます。また、日本語を話すことに努めます。

I will closely communicate with the host Rotary club and do the best to promote international relationship and friendship. I will also endeavor to speak in Japanese.

3. 奨学金は学業および研究に役立てます。

I will make use of the scholarship for my study and research.

4. 毎月1回以上、世話クラブ指定の例会に出席し、奨学金を受領します。参加日程は、カウンセラーと相談します。

I will attend a meeting of the host Rotary club at least once a month and receive the scholarship. The attendance schedule will be discussed with my counselor.

5. 9月と2月に「米山奨学生レポート」を提出します。

I will submit the “Yoneyama Scholar’s Activity Report” in September and February.

6. クラブ例会における卓話や、地区開催行事に参加する事を義務とします。やむを得ず欠席する場合は、必ず事前にカウンセラーへ理由を提示します。

It is my obligation to make a speech at the meeting of the host Rotary club and attend the designated events. In case of absence, I will inform my counselor of its reason beforehand.

7. 必要とされる出国についてはその都度、カウンセラーに相談し、奨学会へ報告します。

When I need to temporarily leave Japan during the scholarship period, I will consult with my counselor beforehand and inform the Foundation.

8. 次のような場合には、貴会の判断に基づいて奨学金が打切られることに同意します。

I agree that the scholarship will be terminated when and if:

- (1) 共同研究が中止されたとき

The study with the host research advisor has been canceled.

- (2) 在籍大学および在籍課程・専攻などを変更したとき。

The school, course, or major subject has been changed.

- (3) 他の機関から奨学金およびこれと同種の個人に与えられる補助金などを受けたとき。

I receive other scholarship from other organization or other similar aid.

- (4) 米山奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

I behave inappropriately as a Yoneyama scholar.

- (5) 「米山奨学生レポート」が未提出の場合は翌月の奨学金が停止され、催促に応じなかった場合は、原則として奨学金が打ち切りとなります。

I fail to submit the Yoneyama Scholar’s Activity Report. In such a case, the following month’s stipend will be suspended. If I do not submit the report despite further requests, the scholarship, in principle, will be terminated.

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 御中
To Rotary Yoneyama Memorial Foundation

米山奨学生となるにあたって、上記のとおり確約いたします。

I duly agree to accept the above conditions.

日付(Date): _____ 年 _____ 月 _____ 日

奨学生署名(Scholar’s Signature): _____